

平成16年度 第4回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

神戸市教育会館

平成16年9月21日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画担当課長)

公共事業等審査会（平成16年度第4回）会議録

1 開 会

県土整備部長あいさつ

会長あいさつ

2 平成16年度第4回公共事業等審査会

（1）議案 再評価、再々評価に係る審議案件（河川、ダム、砂防、土地区画整理、都市公園事業）の説明、質疑

1）事務局から以下の河川事業2件について説明

・審議番号1 大浜川（豊岡市）

・審議番号2 志染川（神戸市）

会 長

どうもありがとうございました。河川事業2件に関しまして、何かご質問はございますでしょうか。

委 員

第1点は、工期のおくれについてもう少しご説明いただきたいのと、流下能力と関連しまして、流量が増加することによって、下流の方は一級河川になるんでしょうか、国の管轄の部分なのか、下流の河川の安全面との調整はどのように進められているのか。

2つ目の志染川につきましては、これも下流の吞吐ダムの水道用水とか農業用水等の水質面での問題が重要でございますが、河川整備との関係で、河川断面にも水質の浄化機能とかそういう機能を持たせておられるのかどうか、そのあたり、もう少しご説明いただければと思います。

事務局

大浜川の2点の質問のうち、1点目の事業が長くなったことにつきましてですが、広域一般河川改修事業そのものの予算枠が非常に厳しいものがあったということで、事業費の割に全体的に少し工期が延びております。

と同時に、個別に工事を進めていきます場合、残る区間、河整-1-5の平面図をご

らんいただきますと、上の方、1,600mのうち大体3分の1の上流区間において、右岸側に田畑が広がっておりまして、ちょうど真ん中に岩新橋がございますが、この間の堤防をどのようにするのかということで、地元の土地改良区等と少し協議の時間を要しました。といいますのは、今、岩新橋から右岸側の線は、ずっと下流に延びますと、いわゆるどんつけといいますか、山の方についております。ここのところに、田んぼの排水としまして、例えば排水樋門、あるいは場合によっては霞堤にするかという議論がございました。当初は、どんつけのところに排水樋門を設けるということで行っていたわけですが、その後、土地改良区等との話し合いから、霞堤、いわゆる下流に樋門をつけずして、多少洪水があっても上流側で少し浸水を許容するという事でまとまりました。そういった過程で少し時間がかかったのと、それから、一番上流端の緑の線で示していますところに、実は取水堰がございます。その取水堰をどのような構造にするかといったことの協議に時間がかかりました。

そういうことで、全体事業費の不足と、こういった個別の地元との協議で少し時間を要しましたのが実情でございます。

2つ目の直轄工事との関係でございますが、河整 - 1 - 2をごらんください。これに示しておりますように、円山川に合流します一支川が奈佐川でございますが、ここに直轄事業区間と表示しております。それからさらに、大浜川の方にも向かって紫色の直轄区間が数100mございます。奈佐川から大浜川へ少し延伸しておりますのは、奈佐川が改修しましても、洪水時の場合は、バックと呼んでいますが、背水といたしまして、奈佐川の水位が上がることで大浜川の水位も上がってまいりますので、そういった関係する区間につきましては、円山川の改修にあわせまして、実は国の方で直轄事業として工事を施行してもらっています。こういった関係で、昭和61年度いっぱいぐらいまで奈佐川と大浜川の直轄工事がかかっておりまして、その完了を受けて、上流の大浜川に着手しております。そうした意味では、直轄区間と大浜川の改修区間における流量の上・下流のバランスはとれていると考えております。

それから、志染川でございますが、今ご指摘のありましたように吞吐ダム等に流入する川ですが、水質等については、この川の中で水質改善等、我々河川管理者の方では特に配慮しておりません。

委員

大浜川について、私は、堤防が連担することと、工事を進めることによって工区全体

での事業が発現するという事で、反対ではないんですけれども、非常に素人的なことで教えていただきたいんです。残区間の整備により、約8haの耕地の冠水が防げると書いてあります。このことではいきますと、工事費で割ると1ha 1,000万円という金額が出てくるんですね。しかも、先ほどの一部の浸水を認めるというふうに地元がおっしゃっているということでありまして、この1haに1,000万円かかることが高いのか安いのか、それを県民にどう説明するのか、その辺を教えてくださいなんです。冠水で1ha 1,000万円の損害が何回起きるのかということの説明しないと、ちょっと理屈に合わないかなと思います。反対ではありませんけれども、うまく説明をしていただければと思います。

事務局

我々が事業を行います場合、事業区間をどのように設定するか、そして工事費とその区間を改修することにおける便益、それらをトータル的に算定していくわけですが、今回、この事業につきましては、先ほどおっしゃいました8haだけをとりまえてではなく、亀ヶ崎から上流1,600mの区間全体を考えて費用対効果等を算定しております。特に、例えば左岸側の堤防が切れまると、国道あるいは田畑、家屋等に浸水をもたらします。そういった関係で、例えば左岸側だけの堤防をつくって、右岸側はつくらないとなりますと、民生安定上、今までの左・右岸のバランスを崩してしまうこととなりますので、今回の場合は、岩新橋から上流の今からやります区間も含めて1,600mの区間を対象にして、この事業が適正であると判断しております。

委員

今の質問とちょっとずれているような感じで、結論は私と余り変わらないんですけれども、冠水の面積が最後まで工事をやることによってわずか8haしか助からないというふうに読めないかということなんです。それをどううまく説明できるかということなんです。

会長

まだちょっとひっかかっているような気がしますけれども、また改めてご説明いただくことにいたします。

委員

私も教えていただきたい点が幾つかございまして、まず、河整-1-1で、評価結果の説明のところに、かごマットによる多自然型護岸で整備を行うと書いてあります。これは環境対応ということであると思うんですが、それが今回ご提示いただきました資料のどこかにあれば、ここの部分ですというのを教えていただきたいのが一点目です。

2点目は、河整 - 1 - 8 ですが、費用便益比・B / Cの算出根拠。ここに数値が記載してあり、Cに当たります維持管理費用は完成後50年間というご説明があったんですが、具体的にどのような維持管理費を算出の内訳に入れておられるのか。この50年間というのは、いろいろなケースを拝見しておりますと、コンクリートの寿命云々に関しても相当変化が出てきておりますので、現時点において結構ですから、何を維持管理費の内訳とされているかを教えていただきたいんです。

事務局

先に、かごマットという工法について説明します。今、画面に横断図を示しておりますが、お手元の資料の写真にも河床部の両側に石積みみたいなものが少し見えます。これ自身がかごマットでございまして、2 m掛ける 1 m掛ける60cmぐらいの鉄線のかごを用いまして、その中に人の頭程度の石を入れて置くといった工法でございまして。こういった形で、法じりを押さえる、あるいは水衝部に対応するという事で、ある一定の侵食に対する抵抗ができると同時に、かごマットの間にごみが詰まったり、あるいは土が詰まって植生が繁茂してまいります。そういったことで、河床と築堤との間が従来ですとブロックをもって遮断されてしまうんですけれども、こういう工法をとりますと自然に河床と築堤とがなじむということでございます。

委員

わかりました。これは、工事区間の何%ぐらいこういう対応がしてあるか、ちょっと教えていただけますか。

事務局

約 1,600mのうち、4割から5割ぐらい上流端。最初のころはそういう工事はとっておりません。上流の半分程度でこういう工法をとっております。

維持管理費につきましては、治水経済調査マニュアルという一つの指針なり基準に示されておりまして、率でもって、例えば総事業費に対して、今ちょっと数字ははっきり申し上げられませんが、1年当たりたしか0.04%ぐらいだと思います。そういった形で、事業費に対する1年当たりのパーセントを維持管理費として見込んでいるということでございます。

委員

ということは、内訳があるのではなく、これぐらいは管理費として計上しておこうという発想で想定されている数値と考えたらいいわけですか。

事務局

それで結構でございます。

委員

逆に言えば、維持管理費は、担当されているお立場として、適切というのは言いにくいかもしれないんですけども、多いのか少ないのか。過去の実績から考えてどうかという検討なしにB/Cをこうやって計算されるというのは、ちょっとびっくりなんですけれども。

事務局

恐らく、この治水経済調査マニュアルをつくる時に、全国の事業をやったところに対して、維持管理費が年間どれぐらいついているかということでアンケートなりをして統計処理して、大体これぐらいが妥当であろうというところ辺の根拠は持っていると思います。

委員

それについて、県の方では、現時点では承知されていないで一応お使いになられているということですか。

事務局

そうです。

委員

事業継続していく上で、社会情勢の変化は大きな要素になると思うんですが、志染川の河整 - 2 - 1で、当該地域は、神戸市中心部への交通利便性が高いことから宅地開発は著しい状況にあり、人口も増加していると。確かに、事業採択された平成2年度から比べますと、平成16年度で2万8,000人ぐらいふえているんですが、実は、北区というのは震災後から一気に人口がふえた区ですね。それが、平成15年度ぐらいから急激に下がってきて、今、神戸市内9区で最も減少率の高い区なんです。これはご存じかと思います。今、東灘区が一番ふえているんです。

だから、今、神戸市内9区の人口配置というのは急激に変化してしまっていて、個人的に見れば、近い将来、平成2年ぐらいに落ちつくんじゃないかと思っているんです。ですから、こういう社会情勢の変化というのは、事業が非常に長期にわたる場合は、やはり長いスパンで見えていかれる必要があるんじゃないかというのが一点です。

それから、河整 - 2 - 6の費用便益比の表で、ここに出ています代表的効果の中の家

屋の被害は、具体的な戸数を出されていますが、これは既設家屋等々を対象にされているのかどうか。その2点について、簡単に説明願いたいと思います。

事務局

当河川を取り巻きます社会経済情勢の変化のところで、参考までに平成2年と16年の人口を挙げさせてもらっています。今回、我々、先ほど説明しましたように、当河川の事業をやります目的といいますか、上流における市街地の整備が急速に進むということ为前提に、そうしたらそれによって当然流出しやすくなるといったことに対応するために早く河川改修を進めていこうということで、こういった予算を確保しております。そういう中にありまして、人口が若干減っていくということでございますけれども、平成11年度が22万7,000人、そして平成16年度が22万5,000人と、確かに委員ご指摘のとおり減っております。ただ、この事業のもととスタートした目的が当時のこういったことでありますので、その後、例えば人口が減少するから、それに対して今度は逆にどうするかというところまでは、我々考慮していないのが現状でございます。

それから、家屋数につきましては、想定される氾濫に対しまして、氾濫区域における住居を拾い出して、それに対する便益を算定しております。この流域に関しましては、上流の開発とは関係なしに、いわゆる沿川に張りついている現状の土地利用を見て、それに対する便益ということでございます。

会 長

どうもありがとうございました。まだいろいろご質問もあろうかと思えます。次回に審議したいと思いますので、もしございましたら、事務局の方へ、これこれについて次回にもう一度資料を出せというようにご連絡いただきたいと思います。

委 員

一点だけ。大浜川の整備によって、ここの写真に出ているようなことはなくなると思っているわけですか。

事務局

河整 - 1 - 4の写真でしょうか。どんな雨に対してもというのではなしに.....

委 員

だから、この台風19号ぐらいのことであれば、こういうことはなくなると言ってよろしいんですね。

事務局

はい、結構です。

委員

これは10分の1だから、10年に1回ということですので。

会長

それでは、とりあえず次のダム事業に移りたいと思います。これは、ちょっとややこしいので、丁寧にご説明をお願いいたします。

2) 事務局から以下のダム事業1件について説明

・審議番号3 金出地ダム(上郡町)

会長

どうもありがとうございました。お聞きのとおり、この前の審査会でも議論が尽くされまして、なおかつ5年がたっても進行していないというか、進行が認められていない、非常にややこしいケースでございます。何かご質問はございますでしょうか。

委員

千種川委員会というのは、だれの諮問機関になっているんですか。県の正式な機関ですか。

事務局

河川法に基づきますと本来、河川整備基本方針の場合は河川管理者で決められるんですけれども、今回、武庫川と千種川につきましては、河川整備基本方針の段階から、学識者、地域の方々の意見を聞いてそれを反映させようということで、そういった委員会を設けております。それは、全体の千種川の将来計画を定めるための大きな基本方針でございます。と同時に、もう一つは千種川の河川整備計画というのを定めます。これは何かといいますと、千種川の今後大体20年から30年間における整備の内容をどうしようかという一つの計画策定でございます。

この2つを審議してもらうために千種川委員会を設けておりまして、その千種川委員会の中に、鞍居川だけがどうしても他の水系と違ってかなり複雑性を持っていますので、特に金出地ダムの計画を一から見直すために鞍居川の部会を設けまして、鞍居川部会の中で今言った議論がされているということでございます。だから、千種川委員会の中に鞍居川部会があると思ってください。

委員

千種川委員会というのは、地元の意見を聞かなければならないということが法律で定められていて、その住民の意見を聞く一つ的手段として、こういうものができているわけですか。

事務局

そうです。

会長

河川法の改正で決められた委員会ですが、千種川は二級河川ですから県としてつくられている委員会で、ほかにも幾つかの河川について委員会がつくられています。

委員

2点ほど教えていただきたいんですが、一つは、播磨科学公園都市が建設されるということで、最初はその水源地としてダムをお使いになると、しかしそれが実際に余り要らないようになってきて一から計画を見直すということが社会情勢の変化のところに書かれています。実際、利水と治水との割合というとおかしいんですけども、ダムをつくる時にどちらのウエートが高かったのかということがちょっと気になりました。

もう一点は、河ダ - 2 のところの進捗状況に、前回の再評価まで、事業採択から11年度までで事業費が54.7億円、これは既に実績として上がった数字だと思いますが、過去5年間では16.1億円という事業費が書いてあります。もしダムを建設する必要がないということになった時点で、むだな費用ということはないのかもしれませんが、そういう意味でこれから調査継続はやっていただいて結構ですよとって費用がまた発生するのかどうなのか、その点についてちょっと教えていただけませんかでしょうか。

事務局

最初の質問でございます治水か利水かということですが、それぞれつくりますダムの状況、あるいは周辺の状況、河川の状況によって異なってきます。基本的には、多目的ダムでございますので、その河川につきまして治水対策は必要であるということ、そしてそれに関連して、河川の中・下流部あたりで、例えば都市の開発でもって、あるいは発展で上水道が不足しているといった場合、当然、水道事業者の方は新規の水源開発が求められてまいります。それぞれ単独にやっていたのでは非効率でございますし、そういったときに河川管理者と水道事業者とが共同で事業をするということで、多目的ダムというのが成り立つわけでございます。

そうした意味では、金出地ダムにつきましても、当時、一方で昭和50年代から鞍居川の将来的な改修の必要性があった中で、明確に計画は持っておりませんでしたけれども、それと並行しながら上流地域で播磨科学公園都市が決定した、そしてそこでは将来の人口増に対して水需要が予測されるということで、それら2つを兼ねて実は多目的ダムとしてスタートしております。

今回、そういったことで一つの目的は消えましたので、残る治水目的でどの程度緊急性があるかということにつきましては、2つの目的を持っているダムと比べれば、確かに治水単独ですから緊急性は落ちますけれども、一方で県内の他河川等から見て、これから治水安全度を上げていく必要がある川であると思っておりますので、それをダムで対応することも考えられると思っております。

委員

今のご回答の中で、利水の目的が消えて、今後は治水の面で検討調査ということなのですが、もしこの事業が停止になった場合、治水安全度というのは現段階でどれぐらいになるのでしょうか。どこかに書いてあるのかもしれないんですが、ちょっと数字を教えてください。

事務局

基本的には、参考資料の8ページで色分けをしておりますが、鞍居川は赤色で、赤色部分は5分の1ぐらいの確率、そしてピンクのところは10分の1弱ぐらいの確率になっていきます。

委員

5年に1度という数値ということですが、昭和49年の台風、昭和51年の台風で被害が実際にあったわけで、これについての治水対策も調査検討になってくるわけですね。

事務局

仮にダムがなくなると、違った形での治水安全度の向上は当然求められてまいります。その場合、例えば河川改修単独となれば、今、治水安全度が落ちている部分を、あるいは場合によっては下流全体から、ある一定の安全度で改修していくといった事業に着手しなければならないと考えています。

委員

大きく2点ありますが、先に、今、先生がおっしゃったことに関連して、参考資料の7ページに過去の洪水被害の資料がございます。次の8ページに治水安全度のデータがあ

って、10ページ以下、非常に丁寧な基本高水流量の設定の計算が載っていて、間違っていたら教えていただきたいんですが、こういうデータをもとにして必要性というものが計算、算出されたのだらうなと推測してよろしいわけですね。

事務局

その前に、ここには載せておりませんが、鞍居川を将来的にどの程度の安全の度合いまでするかという議論がございます。それは県下河川すべてそうなんですが、各河川ごとにどの程度の安全性に高めるか。それにつきましては、例えば瀬戸内海に流れる川でしたら、本川では100分の1ぐらいの確率、その支川は60分の1ぐらいの確率を持つ、但馬、淡路地域等すべて、県内でそれぞれ調整しております、そういった一つの目安を持ってあります。そうした中にありまして、鞍居川につきましては、資産あるいは人口等の張りつきから、60年分の1の確率の洪水までには対応できるような治水安全度に将来には求めようということの中で、その前提でいくとこういった計算になりますということでございます。

委員

教えていただきたいのは、逆に、今のお話からも多少推測できるんですが、基本高水流量だけで判断されているのではないとも考えてよろしいわけなのか。あるいは、こういう安全度を判断する場合に、基本高水流量が最も信頼性が高く、判断のときの基準になるものなのかというのが確認したいことです。

続けて質問させていただきますと、7ページに過去の洪水のケースがございますね。これをずっと見ますと、明治には何人が亡くなったり、被害はある意味甚大であったと思うわけです。それが近年になりますと、床上浸水、これが被害が甚大でないとは言わないわけですが、死者は幸いにしてない。ということは、洪水被害が発生するメカニズムみたいな部分、それは例えば予報ですよ、それから警報の発令状況、あるいは水害が発生するのであればそこに最初から住まないというような、ハザードマップ的な発想、そういう洪水被害の対応も判断に入れた上で、総合的に治水のことをお考えになっているのか、逆に、数値が出ているから基本高水流量が判定の基準になっているのか、そのところを知りたいわけです。

先に申し上げてしまえば、基本高水流量以外の要素、今申し上げた計算の出し方ですね、もっと踏み込んでいうと、昨年度、現地調査をやらせていただいてつくづく思ったんですが、こういうところに人が住むような住宅地の造成を許可すること自体が問題ではな

いかと思うような部分もあったわけです。みすみす洪水になるようなところに住宅造成を認可して、そこが洪水になるからせせせせとお金をつぎ込むというような発想は、もうやめてもいいのではないかと。もっと大胆なことを申し上げれば、明らかにそこは洪水の被害があるというのであれば、莫大な金額を、こういった算定基準に基づいた事業にという形じゃなく、むしろ替え地ですよ、住宅地の移転とか、発想をちょっと変えるようなことは現時点であるのかどうか。

初めに立ち戻って言えば、基本高水流量だけが判定基準になっているのか否かということを実時点を確認したいんですが。

事務局

我々、河川改修を進めること、そしてまた河川を取り巻く周辺の方々への安全を確保するという意味では、一つは、ハード面としましては、やはり河川改修という一つの方法をとります。それからもう一つ、ソフト対策として、今、委員のご指摘にあった予見法であったり、避難体制であったり、あるいは水防というようなこと、この両輪相まって我々は一つの生命・財産を守るということに寄与しているかと思えます。

そうした中にありまして、ハード面、いわゆるこの川をどの程度まで安全にしよう、どこまで広げようかということにつきましては、やはり基準になりますのは先ほど言いました安全度、その安全度を降雨に換算しまして、そのときに出てくる流量、これはまさに基本高水でございます。そういった意味では、ハード面では、基本高水がすべてのスタートでございます。

委員

そういう意味で申し上げたら、参考資料7ページの過去の洪水被害、私どもの分野ですと、ケーススタディーというか、なぜそういった災害、事故が起こったか、いろんな角度から検証することによって、次回、同じことが起こるのを防止するとか、あるいは対策を立てることが多分可能だと思うんですが、災害発生時の5件のケースで見ていると、出方が違うわけですよ。もちろん建物も違いますし、それぞれの時点の雨量とか流量も違いますし、気象条件も違いますので、一概に言えないと思うんですけれども、そういったケースに関しての研究というか、蓄積、検討、データなどは現時点においてどんな状態なんでしょう。

もう一つ、気象状況でいえば、少し踏み込んだことを申し上げると、最初会長さんからありましたが、気候の変化みたいなものがありますので、今までのデータに依拠して

いたら、天気予報もかなり当たらなくなってきておりますし、今までのデータでいえば安全であったものが安全でなくなるケースも出てくるわけですね。ですから、もちろん今後の問題だと思うんですけども、洪水被害のケースの分析等について、現時点でどのような状況であるか、少し教えていただきたいということもあります。

また、逆に、7ページの事例を見ますと、近年では、人命の被害はないけれども、床下浸水、床上浸水が数でいうと明らかに多くなっているわけですね。なぜそうなのかについてのもし検討結果のデータがございましたら、それも教えていただきたいんです。

事務局

昭和49年以降でしたら、当時、雨量計の配置状況、あるいはその雨量計も日雨量か時間雨量がはかれているかどうか、そういったことから、ある程度の流出と水位の状況、それに対する被災の状況は検証できるかと思うんですけども、それ以前の洪水になりますと、記録がないということで、具体的な検証がまずできないところでございます。そういったこともありますので、先ほど少し説明しましたが、我々としましては、過去数十年間の雨量データをある一定の解析手法でもって確率処理しまして、いろんな洪水パターンを想定することで、660m³/sというものが60年に1回発生するであろう流量であるということの一つの根拠にしているわけでございます。

委員

もちろん雨量データがベースになるのはよくわかったんですけども、空間的というか平面的、どのあたりで被害がどのような形で出たか。これはいわゆる伝承の域にしかないとは思うんですけども、私の知っている例でいえば、愛知県なんかのケースですと、数年前多大な被害がありました。そもそもそこは、皆さんも小学校のときに習われたことがあるかと思いますが、輪中みたいな形で、洪水が出るのが前提の地域なんですね。そういうところですよ。住宅開発がなされて普通の家屋が建ち切っているというような少し歴史的な時間のさかのぼり方、流量だけではなく、事象による検討も可能じゃないかと思うんです。かなり限定された地域ですから。つまり、この地点に小学校が建っていたから児童が亡くなったということもあるので、じゃ次はそこに建てないという判断もできる。さまざまな状況の違いがあると思うんですけども、そういうデータの蓄積は今のところはないし、現時点で検討対象となっている項目ではないと理解していいわけですね。

事務局

そうです。

委員

今の先生の着眼点、今までなされていなかったんじゃないか、非常に新しい視点だなと思ってお聞きしていたんです。川というと、どうしても利水、治水で、最近は環境とかということで来ているんですけども、治水と防災という視点は、今後、計画見直しを検討していただくのに非常に新しい視点ではないかという気がします。ダムをつくらないのであれば護岸工事という今までどおりのやり方でなく、防災の視点で洪水被害を食い止めるとするのは、千種川委員会で今後検討なさると思うんですが、ぜひ提案として記載をしていただきたいと思います。私、非常に共感させていただいたので。

会長

いろいろご質問もあるかと思いますが、私から2点だけ。

一点は、調査継続というご提案ですが、鞍居川部会あるいは千種川委員会での結論は一体いつごろ出るのか、いつまでどんな調査をやるのか。

2点目は、参考資料の23ページに、これはアセスにかかっておりまして、平成5年に一応報告書は妥当ということで出ておりますが、6年以降、貴重植物の移植や人工増殖云々の創出を実施と書いてあります。どういうものをどのように実施されたのか。平成6年以降、大方10年たっておりますが、これはちゃんとできているのか、できていないのか。実施しただけで、やっぱりあかなんだのか。そういう例はほかにも随分ございますから、この辺の成果というんですか、その点をお伺いしたいと思います。

事務局

まず、調査でございますが、これは主に環境調査でございます。平成6年からやっております調査をそのまま継続し、県の環境部局の方へ報告も行っておりますので、そういった調査を継続させていただくということが主な内容です。あとは、例えば水文調査、流量調査であるとか雨量解析、そういったものの基礎データを収集することを調査の内容としております。

今後の予定でございますが、部会としましては、一応の議論は尽くされて、今、部会長の方で最終の総括文を作成中です。その総括文に対して各委員の方々から意見をもらい、部会の総意として総括文をまとめようとしております。そして、まとめたものは千種川委員会のに報告され、仮にダムが必要であるとなれば、ダムを位置づけた案をもとにパブリックコメントにかけて、その結果、内容を考慮しながら、県としての最終判断を下

すことになるかと思えます。そうしたことの時期的なものにつきましては、年内から年明けぐらいにかけて、パブリックコメントは2月、3月になるかと思えますが、3月末ぐらいまでには県としてのトータル的な最終決定をすることになるかと考えています。

それから、今まで取り組んできました保全対策でございますが、具体的に申しますと、28種類の貴重種の植物の移植等を試みておりまして、もちろん失敗しているのもあれば、成功しているのもある、物によりましては人と自然の博物館の方でバイオで植物を育ててもらおうといったこともしております。具体的には、次回、そういった内容をもう少し細かく表にしまして提示させていただくことはできますので、そうさせていただけたらありがたいんですが。

会 長

よろしく申し上げます。

委 員

先ほどもう一点と申し上げたので。それは感想の域なんですが、参考資料の20ページ、維持流量の設定についてのところに写真がありまして、景観としてすごく景色のいいところだなと思ったんですね。同じ川の沿岸でも、先ほどの例えば河整 - 1 - 6にあるのとえらい違いだなと思って、こういうのは、きれいだなと思ってもB / CのBには計算されないの、変えざるを得ないのかな、なくなってしまうのは残念だなと思うところです。

もう一点は、参考資料の2ページに、上流の播磨科学公園都市第1工区全景とありまして、第2工区、第3工区はかかっていない部分もあるという話でした。すごく単純な発想なんですが、川の上流にこれだけ樹木がなくなっちゃうと、山の保水力がなくなって、過去のデータで流量の計算をされていていいのかなとか、逆に、ここに木があれば、もっと保水力があって、もしかしたら流量が少なくて済むのではないかなとか、そういうことも考慮とか計算はされているんでしょうか。要するに、上流の木をなくしてしまったというふうにごく素朴に考えたわけなんですが、その辺のインパクトみたいなものは流量に関して考えておられるんですか、考えておられないんでしょうか、それだけ教えていただきたいんですが。

事務局

基本的には、基本高水流量の算定にこういった開発の状況を考慮しております。一方で、当然、企業庁の方で、他の開発と同じように、いわゆる調整池ですね、流出増をもた

らすものに対する開発者の設置義務としての調整池等も設けております。

会 長

参考資料2ページの図で、問題になります鞍居川の流域ですが、第1工区の方へは余りかかってないんですね。第1工区は川の東側になるわけ。

事務局

2ページの赤い線が流域界です。だから、第1工区の真ん中をちょうど道路が通っていきまして、その道路沿いにずっと赤い線が入っていますが、これが流域界になります。金出地ダム流域としては、第1工区の約3分の1、第2工区のほとんど、第3工区の一部となります。

委 員

参考資料25ページの図で、費用対効果を見ますと、河川改修による上の案とダム案の場合、河川改修費というのは余り変わっていないようにも思われるんですが、事業費としては余り大きくならないのかどうか。特に、下の案は、便益面では、ダムによる一定の便益が加わって、その後、河川改修による年々の便益増といいますか、それと相まって年々改修されていくという図であろうかと思いますが、上下を比較しますと、河川改修案でも、かなりの事業費の投入を減らしても、相当便益は大きいのかなという、そういう図であるのかどうか。

それからもう一点は、維持流量の点ですが、これも年々の便益として一定の利水量と維持流量を確保するということで、特にこの維持流量については容量的にはどれぐらいになるのか。10年に1度の流量の補給ということで想定されておりますけれども、全体の容量としてはそんなに大きくならないのではないかという気がいたしております。そのあたりを少しご説明いただければと思います。

事務局

25ページの費用と便益についての表は、具体的な数字を入れておりませんが、上のもし河川改修を単独にすればという案では、河川改修に50年間がかかる、そのときに河川改修が進むに従って順次便益が出てくるということをあらわしています。下のダム案を採用しますと、下から3分の1ぐらいのところから点線がございしますが、その分だけまずダムで便益が発生します。同時に、河川改修も並行して行いますので、この河川改修につきましても、河川改修単独案に比べて、改修期間は短くて済む、あるいは事業費も少なく済みますから、この場合、単純に他の事業の年間平均事業費で必要な事業費を割り出す

と約30年ということで、30年目ぐらいから便益が一定になるとしております。そして、具体的に数字を入れていきますと、ピンク色のところのサムアップした面積が便益ですが、下のダム案の方が便益が大きく出るということになっております。

それから、維持流量の割合がどの程度かということでございますが、参考資料の16ページをごらんいただきたいと思います。16ページには、仮に金出地ダムをつくったらという前提のもとに、じゃどの程度の容量配分になるのかということを下の模式図に示しておりますが、上の方に洪水調節 270万³m、利水容量 170万³m、そして下の方に堆砂容量30万³mとなっております。この不特定の 170万³mそのものが、先ほど言いました維持流量あるいはかんがい流量をある一定の渇水時に賄える容量であるということで、この内訳は出しておりませんが、ほぼ半々ぐらいになるのではないかと現在思っております。

委員

先ほどの部分で、河川改修費というのは、ダムを入れた場合とどの程度違うのか。この図では、余り改修費が減らないようにも思われるんですが。

それから、半々とおっしゃいましたが、利水容量、正常流量としての確保で 170万³mですか、これに対して、実際に維持流量として、10年に1度の容量確保で半分ぐらいに相当するのか、そのあたり、もう少しご説明いただけますでしょうか。

事務局

河川改修費そのものは、約 156億円必要であると見込んでいます。そして、ダムを併用しますと、河川改修には75億円必要であると見込んでおります。

済みません。2つ目の質問をもう一度、恐れ入ります。

委員

利水容量として 170万³mとおっしゃいましたが、これは正常流量の確保ですね。そのうち維持流量として、こういう環境用水的な流量確保には、半分効いてくるんでしょうか。

事務局

約半分と考えてください。

会長

いろいろご質問もあるかと思いますが、随分時間が超過しております。本件につきましては、随分ご議論いただかなきゃならない点も多いわけですが、片一方では別途の委員会で審議中でして、その結論が年末ないしは3月ごろ、年度内には出る、そこでもう一

遍出ました案をこの審査会に持ち帰って議論するということを考えておられるようでございます。まだまだ議論の機会もございます。それから、現地も改めて見せていただくことになっておりますので、一応ここでこのダム事業につきましてはご質疑を打ち切って、本件は今後詳細な審議を続ける対象事業にこの前もしておりますが、今回もしたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

では、次に移りたいと思えます。砂防事業につきまして、2件ございますが、2件一括してご説明をお願いいたします。

3) 事務局から以下の砂防事業2件について説明

- ・ 審議番号4 六甲山系グリーンベルト整備事業(武庫川ブロック)
- ・ 審議番号5 六甲山系グリーンベルト整備事業(観音寺ブロック)

会 長

どうもありがとうございました。河川と同じように、樹林整備までかかるわけですので、武庫川ブロックですと完成予定年度が平成31年、観音寺ブロックで平成26年、再々々々評価までかかるのはほぼ確実だろうと。真っすぐ進みましてもそういうことですが、いろいろご質問もあろうと思えます。先生がさっきおっしゃいました1haあたり買収費はどれくらいついているのかをざっと計算してみますと、神戸という土地柄、かなり高いものになる。それから、先生がご指摘の、そもそもこんなぎりぎりのところまで家を建てたことについての問題はどうなるのかという、この2つは当然ついてくるだろうと思うんですが、そのほかにご意見はございますでしょうか。

委 員

先にご指摘をいただいてしまったんですけども、すごく素朴にわからないので。例えば砂-6を見ているんですが、今のことに関連して、保安林の法規制ではなぜいけないのかというのがすごく素朴にわからないんです。

こういう整備の仕方は、必要であるとすれば、もちろんしたらよろしいんですけども、ということは、県有林というか、県の所有地がこれ以後発生していくということですね。そういう理解に立ったらいいのか。だから、砂-7にある非常に広域にわたる図を拝見いたしますと、このベルトのような形で国有林と県有林を今後20年にわたって発生させていくと。それは、防災目的のために土地買収を前提にして行わなくてはならないという

ことになっているというふうに理解したらいいんでしょうね。

それで、なぜ所有権を確保しないといけないのかなというのが、これは後の方でも実は出てくるんですが、都市公園と土地区画も含めて、ちょっとここで教えていただければと思います。

会 長

六甲山系グリーンベルト整備事業そのもののパンフレットみたいなものが大分前にできていたと思うんですが、残っていますでしょうか。

事務局

つい最近、少し更新して、新しくできております。

会 長

次の機会、あるいは今度のときでも委員の先生方にお配りいただきたいと思います。

今の県有なり国有にしなきゃならないという点につきまして、お答えいただきたいと思います。

事務局

まず、保安林等の法規制ではだめかという話でございますが、法律で説明するよりも、まず歴史的な事実でもって説明した方がいいかと思います。

昭和13年の阪神大水害で六甲山ろく地域に大変な災害がありまして、その後、六甲山系の各溪流に砂防堰堤が直轄を主体にして順次整備されていったんですが、それと並行して保安林の指定が相当なされております。これまでに約 3,000haの保安林指定がなされているんですが、その一方で、昭和30年代から40年代を中心にして、およそ 800haの保安林解除が現実になされているわけでございます。

保安林というのは、大変厳しい規制ではあるんですけども、例えば土砂流出防備保安林とか、土砂崩壊防備保安林とか、そういった指定目的あるいはその指定理由が消滅すれば解除しなくてはならない。ですから、極端な話、所有者なりディベロッパーが、山の斜面について、そこから土砂が流出ないようにコンクリート擁壁で囲んでしまうと、そういった対策をとれば、保安林解除が現実にはできるわけございまして、やはり法規制には限界があると考えております。

この六甲山系というのは、全部で 300を超える土石流危険溪流がございまして、その保全対象人口がおよそ30万人ということを考えれば、これまでの保安林等の法規制だけではなくて、やはり所有権を取得した上で防災樹林帯の保全、育成を図っていくべきではな

いかと考えております。

委員

過去の経緯の状況は実によくわかりますけれども、であるとすれば、そういう従来の保安林の限界については行政の立場として非常に認識されていて、いってみれば保安林に関する法律の問題点が比較的明確になっているわけですね。今のお話からすればですが。つまり、限界があると。ディベロッパーの方たちが一定の対応をすれば、それについて問題があるなと思っても、一応認可せざるを得ないように現状ではなっている、したがって所有権を確保してこういう事業をお進めになっているというふうに理解したらいいわけですね、今のお話は。

事務局

そうです。

委員

であるとすれば、もちろん現時点でやめろというわけではなくて、やっぱり諸般の状況に対して、時限立法も含めて私たちは法律をつくって対応しているわけですから、過去の経緯でそのような問題点があるということであれば、行政のお立場として、法改正を含めて、国の方に何らかのアピール等をなされた経緯というものはあるのでしょうか。

あるかないかを問うて非難するということではなくて、平成26年までかけて多大なお金を支出しながらやっていくのであれば、同時並行で、保安林に関する法律の問題点に対して声を上げる。今、地方から声を上げるという時代ですので、法律ありきということですべて私たちが政治を受けとめてやっていくのではなくて、従来の経緯からして、こんな問題点があったというのはわかっておられるわけですから、逆に市民生活の安心・安全を守るためであれば、法改正を含めた要求を、自治体の側、従来お仕事をされてきた立場から上げていってしかるべきではないかなという気がするんです。これは私の個人的感想ですけれども。ですから、当面は仕方がないと思うんですけれども、高い地価を前提にしながら、どんどん土地を買ってやっていくということではなくて、やっぱり問題点に関して声を上げていただけるとありがたいなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

事務局

この辺は、法律の議論なのか、憲法の議論なのかという話があると思うんですが、そういった憲法論議、詳しくはわかりませんが、憲法の29条に財産権というのがござ

いまして、29条の2項で、要は財産権は公共の福祉に適合するようにその内容について一定の制限を加えることができるという条文があります。しかし、第1項で、財産権はこれを侵してはならないという大前提があって、その大前提を踏まえて第2項を解釈するならば、要はたとえ公共の福祉のためといっても必要以上に財産権に制限を加えてはならないといった解釈があると思うんです。その辺を考えますと、保安林にしても法規制には限界があるのではないかという気がするんです。

委員

そういう法解釈は、私は法律家ではないからわかりませんから。ただ、社会情勢の変化の中で、公害も含めて、判決もさまざまな変化が出てきているわけですので、今のご意見は確かにそうかというふうに承りますけれども、財産権オールマイティーではない時代も恐らく出てくるのではないかと思います。従来お仕事をされる上で、というよりも県民の立場としても、そういう財産のある人の財産だけで、じゃ財産のない人の権利はどうなるんだ、基本的人権はどうなるんだという議論の方を立てたくなる場合もあると思うんですね。ですから、現時点の法規制の不具合についても一言なり二言なり触れていただきながらやっていただかないと。どんどん国民なり県民が税金をお支払いできる状況にある時代なら、それはそれでいいかと思えますけれども。というところですね。

事務局

法律の限界をもうちょっと拡大していくように、一言二言言っていかなきゃならないというのは、本当にこれからも十分留意していかなければならない我々の姿勢だと考えます。

この問題につきましては、保安林、あるいはいろんな開発の制限を行うような法律的な規制によってということも考えられるわけですが、私たちは、できるだけ買った土地をそのままにしていくのではなく、整備していこう、その整備の必要な区域を選定して、土地を買ってやっていくんだと、こういう考え方になっております。開発を我々が土地の所有権を確保したから規制するだけじゃなく、森林としての整備、また防災の施設としての整備をやっていこうと、そういう考えに基本的には立っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員

それは本当によくわかっていますので、購入して適切な場合は買っていただければいいわけなんですけれども、例えばここは別に買わなくても保安林の規制だけでいけるじゃ

ないかというふうに推測可能な場所もあると思うんです。これは素人考えですので、一概に言えないのかもしれないんですけども、一律にべったり買わなくてもいいのではないかという気も少しいたします。ですから、今言ってくださったことが適用される部分と、保安林規制で十分にいける部分と、その辺の判断を細かくしていただいた方がいいのかなという気もいたします。

会 長

ほかにもいろいろご意見があるかと思います。六甲山系にかかっております保安林につきましては、後で分布図なりの資料を提出していただきたいと思います。ほとんど全部かかっているようで、その中でもややこしいのがこれだけあると。もう一つは、財産権を制限するには正当な補償をしなければならない。その補償が、ヘクタール1億円が正当かどうか、これはまた議論があるかもしれません。その辺のところももう少し議論を詰めたいと思いますが、時間が大分迫ってまいりました。

あと少し残っております。土地区画整理事業につきまして、ご説明をお願いいたします。

委 員

一つだけ、今のは、国も全面買収方式でやっているんですか。

事務局

基本的に県と同様でございます。

4) 事務局から以下の土地区画整理事業1件について説明

- ・ 審議番号6 垣内津市場土地区画整理事業(姫路市)

会 長

どうもありがとうございました。ただいまの区画整理事業につきまして、ご質問はございますでしょうか。現況の写真が区画-8にございますが、かなり込み合ったというか、整備をすることが必要な地域のように思われますが。

特にございませんか。またお気づきのことがございましたら、事務局の方へご連絡いただきたいと思います。

次に、都市公園事業につきまして説明をお願いいたします。三木の総合防災公園でございます。

5) 事務局から以下の都市公園事業1件について説明

・審議番号7 三木総合防災公園(三木市)

会 長

どうもありがとうございました。ただいまご説明がございましたように、平成21年に事業終了となっておりますが、17年夏には開園するということで、結局、實際上、わずかな時間だけの延長という形になります。何かご質問はございますでしょうか。

委 員

B/Cのところに丁寧にいろいろ便益の項目がありまして、ちょっとそれがわからないので、まとめて幾つかお尋ねさせていただきます。

公-3の3、便益(B)の項目のところですが、誘致圏内人口が515万人、すごい人数だなと思うわけです。それから、間接利用価値も、世帯数約202万世帯、これも延べ人数だとは思いますが、そのあたりのところ、一体どの範囲を根拠にしているのか、全県民なのか、ちょっと推定が難しいので、それを教えていただきたいというのが一点目です。

それから、公-1の環境適合性の項目で、県民参画による自然環境学習の実施ということで、これは本当に結構なことだと思うんですが、前回のときに出ておりました公園も同じで、施設・ハードがあってもソフトを提供する機関がないと、なかなかこういうことの実施は難しいと思うんです。いってみれば、実施主体となるのが想定されているから、実施とお書きになっていると思うんですが、どういうところがそういうプログラムの提供を考えておられるかということをお教えいただきたいのが2点目です。

3点目は、平成18年秋に兵庫国体のサッカーがあるというのは、これは当然必要なことだと思うんですが、県民の各種スポーツニーズというのは、具体的にどのようなニーズがあるから早期開園が求められているかを、ちょっと教えていただければと思います。

事務局

公-3の費用便益の関係でございますが、若干わかりにくいと思っておりますので、概要をまずご説明させていただきたいと思えます。

これは、国土交通省が平成16年2月に監修してつくりました改訂大規模公園費用対効果分析手法マニュアルに基づいて算定しております。これのB/Cは、プロジェクトの有効期限を50年、割引率を4%として計算しております。費用は、公園の用地取得費、施設整備費及び供用後50年間の維持管理費用を計上しております。便益でございますが、公園の

便益は直接利用価値と間接利用価値、さらにオプション価値の3つが算定されております。県立公園のように大規模公園を計画する場合、従来国土交通省が実施してきております調査結果をもとにしまして、来園者の80%が居住するという半径38.8km、時間にして約60分の圏域の人口をもとに需要予測を行っております。この人口が約515万人ということでございます。この便益算出にしましても、平成6年の国土交通省調査結果をもとにして38.8kmの半径を誘致圏として考えております。

それから、利用価値でございますが、これは旅行費用法といった方法で算出をします。旅行費用法といいますのは、簡単に言いますと、誘致圏の人々が対象となる公園をレクリエーションの目的地として、競合する公園も考慮し、どれくらい利用するかを想定いたしまして、移動にかかる交通費と時間、費用の合計、それから有料であれば公園利用料金を加えて算出したものでございます。この場合は、公園利用料金は無料でございます。

間接利用価値は、効用関数法といった形で算出されております。これは、公園整備を行った場合と、ない場合につきまして、それぞれ世帯の持つ望ましさ、これは効用の違いを貨幣価値に換算する方法を用いて計算しております。公園では、緑地面積に起因する環境の向上に役立つ価値、それから防災機能に起因する防災的価値の2つを間接的利用価値として、国土交通省が行ったアンケートをもとに、効果の存在に対して世帯で負担してもよい金額を算定したものでございます。

さらに、オプション価値でございますが、これは、利用はしませんけれども、将来の利用を担保することによって生じる価値ということでございまして、本公園では、県域の防災拠点として、災害時に速やかに復旧や復旧活動を支援するためのさまざまな資材や食料を備蓄しております。これらの災害への備えをオプション価値としているところでございます。

続きまして、県民参画の問題につきましては、現在、どこがやるかというのははっきりと決まっているわけではございませんが、我々としましては、県の施設でございます景観園芸学校、それから地域の緑化活動を行っている団体等とタイアップしまして、こういった活動をできるだけ進めたいと思っております。

それから、3点目の各種スポーツニーズというところでございますが、陸上競技場に関しましては、兵庫陸上競技連盟からの要望がございます。現在、県内にも多くの陸上競技場がございますが、第1種公認となって最新の設備を持つものはここしかないもので、早くやってほしいということがあつたりします。また、球技場につきましては、サッカー協

会等から、芝生のコートというのは非常に少のうございますので、そういった需要が非常に強いというところもございます。それから、テニスコートにつきましては、屋内で計画しておりますが、兵庫県のテニス協会等から、天候によっていろんな競技会のスケジュールの調整等をするのがなかなか難しいので、そういった観点から屋内のテニスコートを早くつくってほしいということがございます。

委員

公 - 3の便益の項目、丁寧にご説明いただいて、ちょっとわからないところがあるので、一つだけ追加して教えていただきたいんですが、旅行費用で計算されているところですか。ベネフィットが発生するというのは、だれにとってのベネフィットか、瞬間わからなくなりましたが、要するに、例えば私が利用して財布からお金を出す、社会的にお金が動いたということでベネフィットになるというふうに考えたらいいわけですね。これの計算の根拠は、そういうことですね。

事務局

公園のベネフィットというのはなかなか算出が難しいと思うんですが、要するに、わざわざ旅行費用まで使ってその公園に行くだろうということをもって、価値として考えているということでございます。

委員

そうしたら、それに関連して教えていただきたいんですが、ここまでのアクセスですね、例えば近くの住宅地からこの公園までのアクセスの方法と費用と時間、一番近い住宅地と、それから神戸市内からとで、ちょっと参考までに教えていただけますか。

事務局

これの便益等は各ゾーンごとに、ゾーンというのは各市町単位で考えておきまして、ここで一番近いといいますと三木市になりますので、三木市役所からということで算定しております。三木市役所からですと、今の場合、最短時間ではやはり自動車ということになるかと思えます。これ以外に、神戸電鉄と、バスは現在走っておりませんが、多分バスも想定されるのではないかと考えております。それと、神戸市からは、神戸市役所からですと、やはりこれも自動車が一番速いのかなと考えております。

委員

時間はいかがですか。何分ぐらいかかるか。概算で結構です。

事務局

三木市役所からですと、電車で約20分ぐらいかと思っています。神戸市役所からですと、車で25分ぐらい。神戸市は、各区ごとにゾーンを設定しておりまして、今の場合は中央区からということになります。

委員

中央区から25分で行けるんですね。

事務局

新神戸トンネルから結構ありますので、今のところそういう形で算定しておりますが。

委員

完成時には、市民の方は結局、今おっしゃったように自動車で皆来ると。公共交通機関の整備の予定は、バスを通すとかということは、いかがなんですか。

事務局

現在、まだ具体には決まっておりますけれども、これのすぐ北側にひょうご情報公園都市というのがございまして、そちらの方への公共交通といったこともございますので、そういったところと調整することが一つ。それから、県立の広域防災センターもございまして、そういったほかの施設と共同しまして、できるだけこちらの方に、例えば神戸電鉄の緑が丘駅でありますとか押部谷駅などからバスの方を要望していきたいと思っております。

会長

現地視察のときにここ情報公園都市とを回りますので、現地を見ていただいて、でき上がったときは実際にどの道を通るのか、あるいは建物が今かなりできていると思っておりますが、その辺のことを質問していただくなり、それから、現地でもし詳しいパンフレットみたいなものがありましたら、委員の皆さんにお配りいただきたいと思っております。

委員

これは感想の域になりますが、いずれの公園へのアクセスも、自動車がないと不可能だし、相当の時間ということで、そのあたりで公園の場所設定に関してちょっとよくわからない領域になってきているんです。完成時においては来園者を一体何人想定するかも、域内人口でいったら、別に県の方が悪いんじゃないかと、国交省がすごい算定基準を設定しているんだなということがわかりましたので、とても勉強になりました。これはリアリティーがあるのかということ胸に手を当てて県民の立場として考えてみたいと思っておりますが、こういう算出をされている方もぜひ考えていただけるといいなと思っております。

事務局

ちょっと補足しますと、先ほど人口とか誘致圏を出しておりますが、誘致圏の38.8kmというのは、過去の調査等によりまして、そういった広域公園については80%の人がこの範囲から来るだろうということで、実際の調査に基づくものでございます。

委員

計画地区内にかなりため池等があるように思われますが、公園施設となりますと、こういう水辺というのは相当大きな効果を発揮する部分でもあろうかと思えます。現に農業用水としても使われているんだらうと思いますが、そのあたりで土地改良区等の管理者の協力はどの程度得られているのかという点です。

それからもう一点は、この広域の防災公園、大規模な公園ですが、全体的な今後の計画としましては、地域ブロックごとに大規模公園をつくられていくというか、想定としては阪神・淡路大震災規模の震災時にも対応できるような避難地対策というようなことを考えてこういう計画を進められているのか。特に住民との関係、今後、こういう防災活動に周辺住民にいろいろ参加していただかないと効果が上がっていかないと思いますが、そのあたりはどのような計画であるのか、ご説明ください。

事務局

ため池につきましては、ここは北の方へ下がっているような地形でございまして、ため池はその一番下の方にほぼつくっている状況になっております。協力の状況でございしますが、一応底地、それから水利権もすべて公園側で一部を除いて買収し、その水利については周辺の方に補償するとなっております、十分協力体制が整っていると思っております。

それから、ブロックごとに公園をつくるのかという話がございましたが、現在、県の方では、19の都市公園の整備を進めております。県民局のブロックでいいますと抜けるところもあるんですが、非常に大きな事業費を抱えておりますので、そういったことの進捗状況を見ながら、今後ブロックごとにどうするかということについては検討していきたいと思っております。

広域防災拠点の話につきましては、これは地域防災計画に載っているんですが、公園等を利用するところもございまして、その他の空き地といいますか、広大な空間を利用したようなところもございまして、必ず公園だけが広域防災拠点の対象になっているわけではございません。住民との関係でございしますが、こういうところは県域の防災拠点ということもございまして、できるだけ県立の広域防災センターとも協力しながら、各住民の方々に対して防災の教育なり訓練なり、そういったことも一緒にやっていたらいいなと考えており

ます。

委員

現地視察でご説明があるかもしれないんですけども、欠席するものですから。震災以降、ここを選ばれた理由ですね、交通のアクセス、公-2を見ますと、車では三木東インターチェンジが近くて、ヘリポートでしたら道路網関係なしということで納得はできるんですが、地層的な安全面とかそういうのも全部考慮されているのか。日本各地、断層が網の目のようにあるので、避けようがないのかもしれないんですが、今言った交通網の点とか、ここをあえて防災の拠点とされた理由はどういうところにあるんでしょうか。

事務局

ここをどうして防災拠点にしたかということでございますが、先ほども話しましたように、ここは交通の便に恵まれているところでございます。山陽自動車道三木東インターチェンジから南へ約5kmで非常にアクセスがよいということが一つ。それから、さきの阪神・淡路大震災によりまして、トンネル等も被害が少なく、この地域もそんなに大きな被害を受けていないことから、そういった場合でも陸路から後方の支援が容易であるということが2点目でございます。3点目といたしましては、兵庫県の人口中心が三木市の志染町三津田付近にございまして、ここがすぐそばにあって県の中心に位置しているということがございます。ですから、災害時には、非常に多方面に比較的短時間にアクセスが可能であるということでございます。それからもう一つは、阪神・淡路大震災の教訓から早急な整備が必要とされてきましたことと、神戸・阪神地域から比較的近く、また広大な土地が比較的容易にかつ早急に取得が可能であるということで、この地域としております。

委員

地層的な、断層の点とかはクリアできているんでしょうか。防災公園と銘打ちながら、ここがその真上だったらしゃれにもならないので、それをちょっと心配しているんです。

事務局

施設的には、防災の対応をしております。ただ、日本全国各地に断層等がございます。それを避けてつくることはなかなか難しいかと思っておりますので、そういったことでも対応できるように、施設的には十分耐震性を考慮した形でつくっております。

委員

ここは私が現役のときに少し手がけているのですが、阪神大震災のときに一大物資の集積地に最後は三木の公園になったわけで、ちょっと象徴的な場所であったものですから、こ

こが選ばれたと思います。そういう意味で、これは日本の防災公園の中でも非常にモデル的な防災公園になっているんじゃないかと思います。

それから、関係ないから説明が出ておりませんが、図の右の下の方に震動台というのが出ていていると思うんです。これは世界一の建物の破壊実験を行う理化学研究所の施設で、この施設をつくる時に、ここは非常にかたい岩盤でして、そういう調査は何かしているのではないかと思うので、この辺の地盤の報告をまたしてもらったらいかがかと思います。この震動台をつくる時に、そういう調査はたしかしているはずです。

いずれにしても、単に何でこんな大きい公園をこういうところにつくるんだということよりは、防災の観点からこの場所が選ばれて、その広大な面積を確保しておくために公園に利用した方がいいんじゃないかという発想が出ていのではないかと思います。そういう意味で、先ほどおっしゃったように、防災計画で、これからこの場所を使って防災訓練をやっておく必要が非常に高いのではないかと思います。

委員

今の防災公園の構想、大変結構なものだと思います。それで、日常的に防災に備えるということは当然のことでしょうけれども、スポーツの森と自然体験ゾーンの運営管理が一番の仕事になるのかなと思ったので、そういう管理というのは、この防災センターの中で一緒におやりになるのか、また別組織になるのか。

それから、オプション価値が 268億 200万円ですね。ほかの間接利用価値とか直接利用価値はある程度イメージをわかすことができるんですけども、この備蓄物資の 268億何がしかが日常的に備蓄されているのかということがちょっと気になったので、通常はこれだけのものを買って置いておくのかどうなのか、その点も教えていただきたいと思います。

事務局

運営管理につきましては、現在まだ決まっておられませんけれども、どういう形になろうとも、一応防災面を配慮した形の組織にしたいと考えております。

それから、オプション価値につきましては、一応備蓄倉庫に備蓄する物品でございますので、50年間ございますので、備蓄物資の中にはアルファ米といった食料もございまして、これは5年ごとに更新していくということもございまして、50年間保存するといったことで、こういう額になっていると考えてもらっていいと思います。

会長

ほかにございませんか。時間が不手際で大分超過いたしました。それだけ熱心にいろいろ

ろとご質問、ご審議いただいたことと感謝しております。この三木にしましても、現地視察のバスの中でも詳しいご説明もあろうかと思ひますし、質問もしていただきたらと思ひます。

まだいろいろとご質問、あるいは後で考えたらあそこについて聞き落としているということが出てくるかと思ひます。今、次にはこれを答えてほしいというのはござひますでしょうか。特にないようでしたら、いつものとおり、ファクスでも電話でも結構でござひますから、また事務局の方へ次の会議にはこういうのを用意してほしいということをお伝えいただきたらいいかと思ひます。

先ほども申し上げましたように、金出地ダムに関しましては、特別に慎重な審議をいたしたいと思ひます。ほかの事案につきましては、次の会議のときに県が出してござひます原案に対してご審議いただきて、一応の結論を出していくようにしたいと思ひます。

それでは、本日の審査をこれで終了させていただきます。

3 閉 会